

議案第129号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第4その1からその7までの表を次のように改める。

その1

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	その2に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。
2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項及び第4項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	その3に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。
3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建	長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等）認定申請手	その4に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規

	<p>築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）</p>	<p>数料</p>	<p>定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。</p>
4	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更 （長期使用構造等以外）認定申請手数料</p>	<p>その5に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。</p>
5	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更 （分譲事業者単独作成）（長期使用構造等）認定申請手数料</p>	<p>その6に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。</p>
6	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更 （分譲事業者単独作成）（長期使用構造等以</p>	<p>その7に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申</p>

	申請に対する審査（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）	外）認定申請手数料	し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。
7	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料	その8に定める金額
8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく同法第6条第1項の認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料	その9に定める金額
9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円

その2（長期優良住宅建築等計画認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の	長期優良住宅の普	その他の場合	長期優良住宅の普及の	その他の場合

	促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	
戸建	13,500円	13,500円	50,900円	20,300円	76,400円
5以下（戸建を除く。）	4,900円	4,900円	24,000円	7,400円	36,000円
6以上10以下	4,100円	4,100円	19,200円	6,100円	28,800円
11以上25以下	2,700円	2,700円	15,100円	4,100円	22,700円
26以上50以下	2,200円	2,200円	13,600円	3,300円	20,400円
51以上100以下	1,600円	1,600円	11,600円	2,500円	17,500円
101以上200以下	1,400円	1,400円	10,800円	2,100円	16,200円
201以上300以下	1,200円	1,200円	10,300円	1,800円	15,400円

301 以上	1,000 円	1,000 円	9,400 円	1,500 円	14,200 円
--------	---------	---------	---------	---------	----------

その3（長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料）

	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
住棟の総戸数					
戸建	10,500 円	10,500 円	47,900 円	15,800 円	71,900 円
5 以下（戸建を除く。）	3,900 円	3,900 円	23,000 円	5,900 円	34,500 円
6 以上 10 以下	3,300 円	3,300 円	18,400 円	5,000 円	27,600 円
11 以上 25 以下	2,100 円	2,100 円	14,500 円	3,200 円	21,800 円
26 以上 50 以下	1,800 円	1,800 円	13,200 円	2,700 円	19,800 円

51 以上 100 以下	1,400 円	1,400 円	11,400 円	2,100 円	17,100 円
101 以上 200 以下	1,200 円	1,200 円	10,500 円	1,800 円	15,800 円
201 以上 300 以下	1,000 円	1,000 円	10,100 円	1,500 円	15,100 円
301 以上	800 円	800 円	9,200 円	1,200 円	13,900 円

その 4 (長期優良住宅建築等計画変更 (長期使用構造等) 認定申請手数料)

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 4 項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
戸建	7,300 円	7,300 円	26,000 円	10,700 円	38,700 円

5 以下（戸建を除く。）	2,500 円	2,500 円	12,100 円	3,800 円	18,100 円
6 以上 10 以下	2,100 円	2,100 円	9,600 円	3,100 円	14,400 円
11 以上 25 以下	1,300 円	1,300 円	7,600 円	2,000 円	11,400 円
26 以上 50 以下	1,100 円	1,100 円	6,800 円	1,600 円	10,200 円
51 以上 100 以下	800 円	800 円	5,800 円	1,200 円	8,700 円
101 以上 200 以下	700 円	700 円	5,400 円	1,000 円	8,100 円
201 以上 300 以下	600 円	600 円	5,100 円	900 円	7,700 円
301 以上	500 円	500 円	4,700 円	700 円	7,100 円

その 5（長期優良住宅建築等計画変更（長期使用構造等以外）認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
戸建	7,300 円	10,700 円
5 以下（戸建を除く。）	2,500 円	3,800 円
6 以上 10 以下	2,100 円	3,100 円
11 以上 25 以下	1,300 円	2,000 円
26 以上 50 以下	1,100 円	1,600 円
51 以上 100 以下	800 円	1,200 円
101 以上 200 以下	700 円	1,000 円
201 以上 300 以下	600 円	900 円
301 以上	500 円	700 円

その 6（長期優良住宅建築等計画変更（分譲事業者単独作成）（長期使用構造等）認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準につい	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合	その他の場合

	した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	て、当該認定申請の前に、当該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	
戸建	5,800円	5,800円	24,400円	8,400円	36,400円
5以下（戸建を除く。）	2,000円	2,000円	11,600円	3,000円	17,300円
6以上10以下	1,700円	1,700円	9,200円	2,500円	13,800円
11以上25以下	1,000円	1,000円	7,300円	1,600円	10,900円
26以上50以下	900円	900円	6,600円	1,300円	9,900円
51以上100以下	700円	700円	5,700円	1,000円	8,500円
101以上200以下	600円	600円	5,200円	900円	7,900円
201以上300以下	500円	500円	5,000円	700円	7,500円
301以上	400円	400円	4,600円	600円	6,900円

その7（長期優良住宅建築等計画変更（分譲事業者単独作成）（長期使用構造等以外）認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
戸建	5,800円	8,400円
5以下（戸建を除く。）	2,000円	3,000円

6 以上 10 以下	1,700 円	2,500 円
11 以上 25 以下	1,000 円	1,600 円
26 以上 50 以下	900 円	1,300 円
51 以上 100 以下	700 円	1,000 円
101 以上 200 以下	600 円	900 円
201 以上 300 以下	500 円	700 円
301 以上	400 円	600 円

別表第 4 その 7 の表の次に次の 2 表を加える。

その 8 (長期優良住宅建築等計画変更 (譲受人決定時等) 認定申請手数料)

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準
戸建	6,000 円	8,000 円
5 以下 (戸建を除く。)	2,000 円	2,600 円
6 以上 10 以下	1,500 円	2,000 円
11 以上 25 以下	1,000 円	1,400 円
26 以上 50 以下	800 円	1,000 円
51 以上 100 以下	500 円	700 円
101 以上 200 以下	500 円	600 円
201 以上 300 以下	400 円	500 円
301 以上	300 円	400 円

その 9 (認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料)

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額
戸建	3,000 円
5 以下 (戸建を除く。)	1,000 円
6 以上 10 以下	800 円
11 以上 25 以下	400 円
26 以上 50 以下	400 円
51 以上 100 以下	300 円
101 以上 200 以下	200 円
201 以上 300 以下	200 円
301 以上	100 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進

に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）及び認定に基づく地位の承継の申請については、この条例による改正後の松阪市手数料条例の相当規定に定める申請とみなして、当該相当規定を適用する。